

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事
飯
泉
嘉
門

徳島県条例第十三号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。